

■ 今月のポイント

社会保険の法改正等について ⑦



企業の熱中症対策は、労働者の安全と健康を守るために不可欠です。
先月に引き続き、本年6月に義務化された熱中症対策の強化について、ご説明します。



職場における熱中症対策の強化について



建設業における熱中症予防は、作業員の安全確保に不可欠です。具体的な対策としては以下の通りです！

1. WBGT（暑さ指数）の測定と管理

作業環境の暑さを把握し、適切な対策を講じるために、WBGT計を設置し、測定結果に基づいて作業計画を調整します。



2. こまめな水分・塩分補給

作業員がいつでも水分と塩分を補給できるよう、飲料水や塩飴などを準備し、休憩時間以外にもこまめな水分・塩分補給を促します。



3. 休憩場所の設置

休憩場所を設置し、暑さを避けられるように日陰や風通しの良い場所を確保します。また、冷房完備の休憩所や、氷や冷たいおしぼりなどを設置することも効果的です。

4. 作業時間・休憩時間の調整

暑い時間帯の作業を避け、作業時間を調整したり、休憩時間を増やしたりするなど、作業員の負担を軽減します。

5. 従業員の健康管理

作業前や作業中に、従業員の健康状態を確認し、体調不良の従業員には適切な休憩を取らせるようにします。また、熱中症のリスクが高い従業員には、特別な配慮をします。

6. 教育・啓発活動

従業員に対して、熱中症の危険性や予防方法に関する教育を実施し、熱中症対策を徹底させます。



7. 服装の工夫

通気性の良い作業着やヘルメット、帽子などを着用し、直射日光を避けるようにします。また、空調服や冷却ベストなどの活用も有効です。

8. 热中症対策グッズの活用

冷却グッズや、冷却スプレー、経口補水液などを活用し、熱中症対策を徹底します。

9. 热中症対策マニュアルの作成

従業員が熱中症になった場合の対応や、緊急連絡網、搬送先の病院などを事前に決めておき、マニュアルを作成しておきます。



10. 異常時の報告体制

熱中症の疑いがある場合に、速やかに報告できる体制を構築します。

11. 暑熱順化

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにして、体を暑さに慣れさせておくことも大切です。



※ 職場における熱中症対策の強化の詳細については、厚労省サイトでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

◆ 次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！